

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金について（案）

《平成22年度補正予算》

趣旨

- 予防接種部会における意見書（10月6日）や、国際動向、疾病の重篤性等にかんがみ、子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うこととしている。
- これを踏まえ、対象年齢層に、緊急にひとつおりの接種を提供して、これらの予防接種を促進するための基金を都道府県に設置し、補正予算において必要な経費を措置する。

事業概要

■基金の助成範囲等

- 基金の対象疾病・ワクチン : 子宮頸がん予防（HPV）ワクチン
ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン
小児用肺炎球菌ワクチン
- 基金の設置 : 基金は、都道府県に設置し、市町村の事業に対し助成する
- 負担割合 : 国1／2、市町村1／2（都道府県事務費1／2は都道府県負担）
※公費カバー率9割：市町村における柔軟な制度設計は可能
- 基金の期間 : 平成22年11月26日（補正予算成立日）～平成23年度末まで
※補正予算成立日から適用
- その他 : 被害救済に万全を期するため、助成対象事業には民間保険への加入、健康被害副反応報告が行われるための措置を講じることを要件とする
※平成23年度予算概算要求に計上している子宮頸がん予防対策強化事業は取り下げ

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金（案）

※平成23年度末まで

事業スキーム(大まかなイメージ)

国

(子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金)

・基金に出資

都道府県

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金

・基金より助成

(国1/2、市町村1/2)

市町村

ワクチン接種緊急促進事業

接種の委託

医療機関

接種



(対象疾病・ワクチン)

- ・子宮頸がん予防(HPV)ワクチン
- ・ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン
- ・小児用肺炎球菌ワクチン

本事業の接種の対象者について(案)

本事業の接種の対象者は、以下のとおり。

子宮頸がん予防(HPV)ワクチン

【接種対象者】

- ・中学1年生(13歳相当)～高校1年生(16歳相当)の女子(3回接種)

※標準的な接種パターン

- ・ 中学1年生(13歳相当)の女子に3回接種

ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン

【接種対象者】

- ・0～4歳の乳幼児

<接種回数>

0歳時に3回※(初回免疫)、1歳時に1回(追加接種) ← 標準的な接種パターン

- ・1～4歳時に開始した場合、1回接種 ※7か月以上12か月未満の場合は、2回でも可

小児用肺炎球菌ワクチン

【接種対象者】

- ・0～4歳の乳幼児

<接種回数>

0歳時に3回※(初回免疫)、1歳時に1回(追加接種) ← 標準的な接種パターン

- ・1歳時に開始した場合、2回接種
- ・2～4歳時に開始した場合、1回接種 ※7か月以上12か月未満の場合は、2回でも可

(参考3) 各疾病・ワクチンの患者数等について

ワクチン	患者数 (年間)	重症/後遺症 (年間)	死亡者 (年間)
子宮頸がん予防 ワクチン (HPVワクチン)	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん 8,474人 ※子宮の部位不明がん 813人 ※上皮内がんを除く <p>(2005)</p>	<p>子宮頸がんによる死亡者 2,519人</p> <p>※子宮の部位不明がん 1,390人</p>	<p>(2009)</p>
ヒブワクチン (Hib(インフルエンザ菌 b型)ワクチン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒブ髄膜炎 (推計) 271~452人 (5歳未満:10万人当たり5~8.3人) 	<p>髄膜炎患者のうち 20~30% (CDC)</p> <p>※感染研Hib発生データ ベース等では11%</p> <p>※聴覚障害等の後遺症</p>	<p>髄膜炎患者のうち 3~6% (CDC)</p> <p>※感染研Hib発生データベース では2.3%</p>
小児用肺炎球菌 ワクチン	<p>髄膜炎 142~155人</p> <p>髄膜炎以外の侵襲性感染症 (敗血症、関節炎など) 1,022~1,139人</p>	<p>髄膜炎患者のうち 10%</p> <p>※聴覚障害等の後遺症</p>	<p>髄膜炎患者のうち 2%</p>

予防接種部会意見書(10月6日)

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会においては、新たに公的予防接種の対象とすべき疾病・ワクチンを含め、今後の予防接種のあり方全般について検討を行っているところであるが、現在、部会の下に小委員会及び作業チームを置いて検討を進めており、その考え方についてとりまとめを行った上で、部会としての提言とすることとしている。

一方、厚生労働省においては、ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの接種促進を念頭においた情報収集、分析を目的とする予算事業を要求しているが、これに加え、他の疾病・ワクチンについても、適宜、予防接種法における定期接種に位置づけることを想定した対応を検討すべきである。

特に、

- ①WHOが全ての地域に向けて接種に関する推奨の勧告を行っており、先進諸国でも実施されているものの、我が国では未実施である
- ②ヘモフィルスインフルエンザ菌b型(Hib)、肺炎球菌の感染による細菌性髄膜炎で乳幼児が死亡し、HPV感染による子宮頸がんで死亡する女性も多い
- ③ワクチンの有効性は高いと評価される
- ④Hib、肺炎球菌は、重度の後遺症の発症頻度が高い

こと、その接種促進に対する国民の要請も高いことから、Hib、肺炎球菌、HPVワクチンは、予防接種法上の定期接種に位置づける方向で急ぎ検討すべきである。

なお、本部会においては、引き続き、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎等その他の疾病・ワクチンも検討を進めるとともに、予防接種に関する評価・検討組織の設置についての議論等を行い、今後の予防接種のあり方について提言をとりまとめることとしたい。

平成22年10月6日
厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会部会長
加藤達夫